

【改正】(欠損金の繰戻し還付における災害損失の額及び還付金額の計算等)

20-8-3 12-2-1 から 12-2-15 まで《滅失損等の計上時期等》及び 17-2-2 から 17-2-7 まで《還付金額の計算等》は、法第 144 条の 13 第 1 項《欠損金の繰戻しによる還付》(同条第 9 項から第 11 項までにおいて準用する場合を含む。)又は同条第 2 項(同条第 10 項又は第 11 項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合について準用する。

(注) 同条第 1 項の規定による法人税の還付請求があった場合には、同項各号に掲げる欠損金額ごとに 17-2-2 の取扱いを準用することに留意する。

【解説】

本通達では、外国法人が、法人税法第 144 条の 13 第 1 項《欠損金の繰戻しによる還付》(同条第 9 項から第 11 項までにおいて準用する場合を含む。)又は同条第 2 項(同条第 10 項又は第 11 項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合、内国法人における災害損失金の取扱いについて定めた法人税基本通達 12-2-1 から 12-2-15 まで《滅失損等の計上時期等》及び内国法人から欠損金の繰戻し還付請求があった場合の還付すべき金額の計算について定めた法人税基本通達 17-2-2 から 17-2-7 まで《還付金額の計算等》の取扱いを準用することを明らかにしている。